

かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業を円滑に推進するため、事業実施について必要な事項を定めるものとする。

※ この要領で用いる6次産業化とは、「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」とする。

第2 事業内容

県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む農林漁業者に対し、商品パッケージの開発・改良や販促資材の製作・改良に必要な経費の一部を支援する。

第3 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は農林漁業者または農林漁業者で組織する団体とし、次のすべての要件を満たす者とする。

(1) 要件

- ア 県内に住所又は本拠地を有すること。
- イ 農業者にあつては、認定農業者であること。
- ウ 県産農林水産物を活用した加工品の製造又は販売を行っていること。
- エ 事業を完遂する能力を有し、明確な会計、経営を実施、報告できること。
- オ 事業実施後も継続的な事業活動が見込まれること。

第4 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費は以下の経費とする。

(1) 商品パッケージ製作・改良に要する経費

(原版作成の委託費、パッケージ印刷費、パッケージ用資材の消耗品費 等)

(2) 販促資材の製作・改良に要する経費

(製作費原版製作の委託費、チラシ・パンフレット等の印刷費 等)

※ 以下に掲げる経費は対象外とする。

- ア 鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号)第4条第1項の交付の決定の前に発生した経費(かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱8条による事前着手届を提出した場合を除く。)
- イ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額)
- ウ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第5 補助率等

3分の2以内（上限額 1,000 千円）

第6 補助事業の手続き

1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、以下の書類を郵送または電子メールで、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 直近3か年の収支状況が分かる書類
- (4) 県税の未納がないことを証明する書類
- (5) 認定農業者の場合は、上記(1)～(4)に加えて農業経営改善計画認定申請書及び同計画認定書の写し
- (6) 農林漁業者で組織する団体の場合は、上記(1)～(4)に加えて団体の規約等の写し

2 申請書提出の期間

事業実施計画を提出する期間は、県のホームページにおいて公表するものとする。

3 審査

知事は提出された事業計画書について、別表の配点基準で審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。知事は承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には計画書の内容に関わらず不承認とする。

- (1) 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- (2) 申請書類に不備、不足がある場合
- (3) 申請者と連絡が取れない場合
- (4) 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (5) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (6) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合

4 事業実施計画の承認

知事は、3の審査終了後、申請者に別記第3号様式にて結果を通知するものとする。

5 補助金の交付手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、知事に補助金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で知事にその旨を通知するものとする。

6 手続きに当たっての留意事項

- (1) 申請者は、実施要領のほか事業関係例規の内容を了知のうえ申請すること。
- (2) 申請者は、提出した書類は承認、不承認に関わらず返却されないことを了知すること。
- (3) 知事は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする。

第7 事業の実施

事業の実施に当たっては、第6の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の実施年度の翌年度から3年間、毎年、各決算期の終了日（半年決算の事業者にあたっては、下半期の決算の終了日）の翌日が属する年の7月末までにかごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業事業実績書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施状況等について、報告を求めることができる。

第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 配分基準

審査項目	内 容	配分基準	ポイント
1 補助目的との整合性	・ 現状の課題等を正確に把握し事業の目的が具体的かつ明確に設定されているか。	十分認められる	10
		概ね認められる	6
		一部認められる	2
2 商品の優位性・波及効果	・ 自社の農林水産物が活用されているか。	100%	20
		80%以上～100%未満	10
		50%以上～80%未満	5
		50%未満	0
3 計画実施の妥当性	・ 事業実施後3年目計画の売上高の伸びは妥当か。	妥当である	5
		妥当でない	0
4 その他	・ 商品パッケージ・販促資材（チラシ等）は新規性があるか。	新規	10
		改良	5
		既存	2
	・ 申請者又は申請者の所属団体が、かごしまブランド団体に認定されているか。	認定済	5
		認定申請中	3
		認定なし	0
合計（最大）			50

別記

第 1 号様式（第 6 関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業
実施計画承認申請書

かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業実施要領第 6 の規定に基づき事業実施計画の承認を申請します。

1 取組概要

2 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 添付書類

※実施要領第 6 の規定による提出書類を添付すること

第2号様式（第6及び第8関係）

かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業計画書（事業実績書）

1. 申請者概要

氏名：			
住所：			
電話番号：			
担当者名：		e-mail：	
・直近3か年の収支状況			
	令和5年	令和6年	令和7年
売上高	円	円	円
経常利益	円	円	円
※ 経常利益（営業利益＋営業外利益－営業外費用）			
・6次産業化の取組概要			
1次（生産）	2次（加工）	3次（流通・販売）	
※生産品目や栽培面積等なるべく具体的に記入すること	※商品名や加工方法（自社・委託）等なるべく具体的に記入すること	※販売先や販売方法等なるべく具体的に記載すること	
※ 自社農林水産物の活用状況 _____ %（令和7年）			

2. 事業内容

(1) 補助メニュー ※いずれかを選択すること

☐商品パッケージ製作費

☐販促資材製作費

☐両方

(2) 具体的な取組み

※商品パッケージや販促資材の製作等について、具体的な取組・計画を記載すること

※商品パッケージ製作に取り組む場合、対象商品の概要を確認できる資料を添付すること

(3) 現状と課題

※販売の状況や課題等について記載すること

(4) 課題計画に向けた方向性及び事業実施内容

※事業を通してどのような販路先にアプローチしていくのか、検討している販路先の業態やターゲットとなる顧客層の考え方、課題解決に向けた具体的な取組内容等について記載すること

(5) 目標とする成果（単年度）

※本事業の目標として、今後の売上見込みを記載してください。

計画（ 年 月～ 年 月期）

	基準年 (事業実施年度)	1年目	2年目	3年目
売上高				

※以下は実績報告時に使用

実績（ 年 月～ 年 月期）

	基準年 (事業実施年度)	1年目	2年目	3年目
売上高				

3. 事業費の内訳

(単位：円)

内容	事業経費	うち補助 対象経費 (補助金額)
※事業計画書または事業実績書の「具体的な取組」に沿って記載	※具体的な積算根拠・内訳を記すこと	※事業経費のうち補助対象経費を記載し、補助金額を()で付記
合 計		

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業
実施計画承認（不承認）通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業実施計画承認申請書について、かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業実施要領第6の規定により承認しました（不承認となりました）。

（つきましては、 年 月 日までに交付申請書を提出してください。）